

議案第49号

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年6月2日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例
杉並区立自転車駐車場条例（平成5年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「別表第1」の次に「及び別表第2」を加える。

第4条第1項中「駐車場」の次に「（別表第1に規定する駐車場に限る。）」を加え、「別表第2」を「別表第3」に改める。

第11条を第19条とし、第10条の次に次の8条を加える。

（指定管理者による管理）

第11条 区長は、駐車場の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、駐車場の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。

（1） 第3条第1項及び第2項の規定により駐車場の使用を承認すること又は同条第3項の規定により、同項各号のいずれかに該当すると認めるときに、使用を承認しないこと。

（2） 第7条の規定により、同条第1号に該当するとき、使用者が使用の目的若しくは指定管理者の指示に違反したとき、又は指定管理者が特に必要と認めるときに、駐車場の使用を停止し、又は使用の承認を取り消すこと。

（3） 前条第1項に規定する自転車の保管に関する業務

（4） 駐車場の施設及び設備の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務

（5） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

（管理の業務を行うことができない法人等）

第12条 区議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれら

に準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「無限責任社員等」という。）となっている法人その他の団体は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

2 区長又は副区長が無限責任社員等となっている法人その他の団体（区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているものを除く。次項において同じ。）は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

3 杉並区教育委員会の教育長若しくは委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等となっている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

（指定管理者の指定）

第13条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

（1） 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

（2） 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

（3） 駐車場の効用を最大限に発揮させるとともに、自転車の利用者の利便を図ることができること。

（4） 前3号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

（指定管理者の指定の取消し等）

第14条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
- (2) 前条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に駐車場の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表第3に定める使用料を徴収する。

3 前項の場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「別表第1」とあるのは「別表第2」とする。

(指定管理者の告示)

第15条 区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後）、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第17条 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 管理の業務の実施及びその報告に関する事項
- (2) 個人情報の取扱いその他の駐車場の管理の基準に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項

(利用料金等)

第18条 駐車場（別表第2に規定する駐車場に限る。以下この条において同じ。）に係る使用の承認を受けた者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

- 2 駐車場の利用料金は、別表第3のとおりとする。
- 3 利用料金は、使用の承認を受けた際に納付しなければならない。ただし、1回使用の利用料金は、出場の際に納付しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 5 第5条及び第6条の規定は、指定管理者が駐車場の使用を承認し、利用料金を収受する場合について準用する。この場合において、第5条及び第6条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

別表第1中「第1条」の次に「、第4条」を加え、同表杉並区立新高円寺地下自転車駐車場の項、杉並区立南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場の項、杉並区立南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場の項、杉並区立高円寺北自転車駐車場の項及び杉並区立南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場の項を削る。

別表第2（付記を除く。）中「第4条」の次に「、第14条、第18条」を、「使用料」の次に「又は利用料金」を、「別表第1」の次に「及び別表第2」を加え、同表付記1中「の使用料」の次に「又は利用料金」を、「自転車にあつては規定使用料」の次に「又は規定利用料金」を加え、同表付記2中「使用料」の次に「又は利用料金」を加え、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。
別表第2（第1条、第18条関係）

名称	位置
杉並区立新高円寺地下自転車駐車場	杉並区梅里一丁目7番20号
杉並区立南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場	杉並区成田東四丁目37番6号
杉並区立南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場	杉並区阿佐谷南一丁目15番19号
杉並区立高円寺北自転車駐車場	杉並区高円寺北三丁目20番23号
杉並区立南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場	杉並区阿佐谷南三丁目2番32号
杉並区立南阿佐ヶ谷第四自転車駐車場	杉並区成田東五丁目41番8号

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の杉並区立自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）第13条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても新条例第13条から第15条まで（第14条第2項及び第3項を除く。）及び第17条の規定の例により行うことができる。
- 3 新条例別表第2に規定する杉並区立新高円寺地下自転車駐車場、杉並区立南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場、杉並区立南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場、杉並区立高円寺北自転車駐車場及び杉並区立南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場（以下「杉並区立新高円寺地下自転車駐車場等」という。）の使用の承認その他の施行日以後の使用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
- 4 施行日前に区長に対して行われた新条例別表第2に規定する杉並区立新高円寺地下自転車駐車場等の施行日以後の使用の申請その他の行為又は区長が行った使用の承認その他の行為は、それぞれ指定管理者に対して行われたもの又は指定管理者が行ったものとみなす。
- 5 施行日前に改正前の杉並区立自転車駐車場条例第4条の規定により施行日以後の杉並区立新高円寺地下自転車駐車場等の使用に係る使用料を納付した者は、新条例第18条の規定により、施行日以後の杉並区立新高円寺地下自転車駐車場等の使用に係る利用料金を指定管理者に納付したものとみなす。

（提案理由）

自転車駐車場1か所の名称及び位置を定めるとともに、指定管理者の指定の手続等を定める等の必要がある。

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>(設置)</p> <p>第1条 自転車の利用者の利便を図り、区民の良好な生活環境の向上に資するため、杉並区立自転車駐車場（以下「駐車場」という。）を別表第1及び別表第2のとおり設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 自転車の利用者の利便を図り、区民の良好な生活環境の向上に資するため、杉並区立自転車駐車場（以下「駐車場」という。）を別表第1 _____ のとおり設置する。</p>
<p>(使用料等)</p> <p>第4条 駐車場（別表第1に規定する駐車場に限る。）の使用料は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第11条 <u>区長は、駐車場の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、駐車場の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。</u></p> <p><u>(1) 第3条第1項及び第2項の規定により駐車場の使用を承認すること又は同条第3項の規定により、同項各号のいずれかに該当すると認めたときに、使用を承認しないこと。</u></p>	<p>(使用料等)</p> <p>第4条 駐車場 _____ の使用料は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 略</p>

(2) 第7条の規定により、同条第1号に該当するとき、使用者が使用の目的若しくは指定管理者の指示に違反したとき、又は指定管理者が特に必要と認めたときに、駐車場の使用を停止し、又は使用の承認を取り消すこと。

(3) 前条第1項に規定する自転車の保管に関する業務

(4) 駐車場の施設及び設備の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(管理の業務を行うことができない法人等)

第12条 区議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「無限責任社員等」という。）となっている法人その他の団体は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

2 区長又は副区長が無限責任社員等となっている法人その他の団体（区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているものを除く。次項において同じ。）は、指定管理者として管理の業務を行うこと

ができない。

- 3 杉並区教育委員会の教育長若しくは委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等となっている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

（指定管理者の指定）

第13条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。

- 2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

- 3 区長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

（1） 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

（2） 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

(3) 駐車場の効用を最大限に発揮させるとともに、自転車の利用者の利便を図ることができること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

(指定管理者の指定の取消し等)

第14条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。

(2) 前条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に駐車場の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表第3に定める使用料を徴収する。

3 前項の場合における第4条の規定の

適用については、同条第1項中「別表第1」とあるのは「別表第2」とする。

(指定管理者の告示)

第15条 区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後）、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第17条 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 管理の業務の実施及びその報告に関する事項

(2) 個人情報の取扱いその他の駐車場の管理の基準に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項

(利用料金等)

第18条 駐車場（別表第2に規定する駐車場に限る。以下この条において同

じ。)に係る使用の承認を受けた者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 駐車場の利用料金は、別表第3のとおりとする。

3 利用料金は、使用の承認を受けた際に納付しなければならない。ただし、1回使用の利用料金は、出場の際に納付しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 第5条及び第6条の規定は、指定管理者が駐車場の使用を承認し、利用料金を収受する場合について準用する。この場合において、第5条及び第6条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 略

(委任)

第11条 略

案内図

杉並区立南阿佐ヶ谷第四自転車駐車場

